

期間限定

# 賃金に関する無料法律相談



「給料を払ってくれない」、「言われていた賃金よりも低かった」  
「残業代を払ってくれないが、どうしたらいいだろう」  
「残業が多すぎて辞めたいが、サービスで残業していた分請求できるか」

賃金未払い(解雇されたことに伴うものを含む)、残業代、長時間労働・サービス残業など賃金に関する相談をお受けします。  
まずは、弁護士にご事情をお話してください。



**日 程** : 2016年9月から2017年2月までの  
毎週土曜日 午後1時00分～午後3時00分  
ただし、年末年始を除く

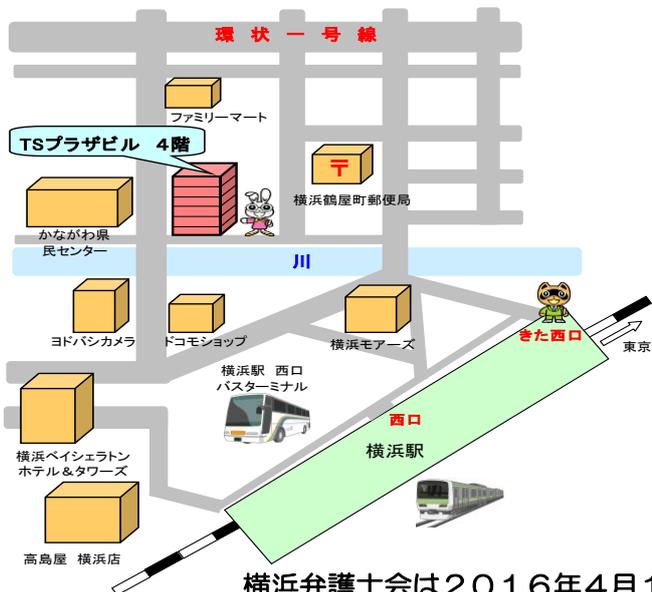
**場 所** : 神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

**料 金** : **無料**(30分以内、お一人様1回限り)

**予約受付** : TEL **045-620-8300**

月・火・木・金 午前9時30分～午後5時  
水 午前9時30分～午後7時  
土 午前9時30分～午後3時30分

※こちらの相談の予約受付は、2016年8月1日から開始いたします。



★予約制ですので、事前にご予約ください。  
恐れ入りますが、先着順とさせて頂き、枠が埋まり次第締め切らせて頂きます。

★場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター  
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2  
T S プラザビル 4 階  
※横浜駅西口より徒歩 5 分



横浜弁護士会は2016年4月1日に「神奈川県弁護士会」へ名称を変更しました。